TOPICS

「日本・インド社会保障協定に関する実務説明・相談会」を開催

日本在外企業協会（日外協）は８月 26 日、日本貿易会との共催で「日本・インド社会保障協定に関する実務説明・相談会」を開催した。

当日は日外協会員企業、日本貿易会会員企業に加え、日本商工会議所日印経済委員会の会員にも参加を呼びかけたところ、会場の収容人員（90 人）を超える多数の企業から参加の申し込みがあり、インド進出企業の関心の高さを示す結果となった。

本協定締結に当たりインド側と交渉を進めてきた厚生労働省年金局と日本年金機構事業企画部の６人の講師から丁寧な説明がなされた。

今回のインドとの社会保障協定の概要は、次の通りである。

1．日本・インド社会保障協定は 2016 年 10 月１日発効となる。
2．対象となる社会保障制度は年金制度のみで医療保険は対象外。日本側は国民年金、厚生年金保険が対象。インド側は被用者年金（EPS）、被用者積立基金（EPF）等が対象。いずれも被用者等（企業駐在員等）が対象となり自営業者は対象外。
3．派遣期間中の二重加入の解消。日本からインドへの派遣期間が５年以内の場合には日本の年金制度のみに加入する。
4．それぞれの国の年金受給権を確立するため、日本、インド両国の保険期間の通算が可能。
5．相手国の給付申請書を自国の年金関係機関で受理することが可能。

日外協と日本貿易会は、厚生労働省、外務省が交渉している各国との社会保障協定が、両国の国会承認後の公文交換を経て通常３カ月以内に発効となることを踏まえ、発効前１カ月内外をめどに実務説明会を行っている。この実務説明会は前述の通り、実際に相手国との交渉に当たった担当者からのポイントを押さえた正確な情報を得られることに加え、講師らと各社個別の相談を行えるところに大きな特徴がある。なお今回のインドとの協定は、７月 20 日に公文交換が行われたため 10 月１日に発効となる。

日本は 2000 年２月発効のドイツとの社会保障協定を皮切りに、15 カ国との間で二国間社会保障協定を締結してきた。今回のインドとの協定発効により 16 カ国目となり、既締結国同様、二重加入の解消や年金保険期間の通算が可能で、掛け捨ての問題が解消されることとなった。これにより企業および企業駐在員等の負担が軽減され、両国間の人的交流および経済交流がいっそう促進されることが期待される。

今後は協定署名済みのイタリア、ルクセンブルグ、フィリピン各国との発効が待たれている。なお、中国、トルコ、スウェーデン、スロバキアとの間では政府間で鋭意交渉中となっている。 ■

（日本在外企業協会　常務理事　近藤　龍）

＊当日の配布資料（PDF：32 ページ）を日外協ホームページからダウンロードできます。
日外協 HP トップページ ＞ セミナー・講演会・部会 ＞ 開催実績 ＞ 2016 年 8 月 26 日【日外協・日本貿易会　合同説明会】「日・インド社会保障協定に関する実務・相談会」
http://joea.or.jp/event/pastevent/cosponsor/cosponsor04/44324